

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等の概要

平成30年2月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

平成29年4月の改正FIT法の施行から1年を迎え、昨年度以来の急激な状況の変化や新たに導入された入札制度の結果の検証等を踏まえ、平成30年度以降の調達価格等の在り方について調達価格等算定委員会において議論が重ねられ、今般、同委員会の意見が取りまとめられたところです。

また、平成29年12月に立ち上げられた総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においても、認定実務の改善を通じた再生可能エネルギー発電事業の適正化など、FIT制度の運用の在り方に関する議論が行われています。

各委員会におけるこうした議論の成果・決定事項も含め、必要な措置を平成30年度以降のFIT制度の運営に反映させるべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）をはじめとした関係省令及び告示の改正に向けた検討を進めているところです。平成30年4月1日付けでの施行に向け、広く国民の皆様から御意見を頂くべく、これらの改正案について意見公募手続を行います。

※ 本資料において使われる用語の整理は、以下のとおりです。

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）を「FIT法」という。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）を「改正FIT法」という。
- 改正FIT法による改正前のFIT法を「旧FIT法」という。
- FIT法に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度を「FIT制度」という。

II. 概要

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正

第3条 再生可能エネルギー発電設備の区分等

○ 経済産業大臣がそれ毎に調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることとなる再生可能エネルギー発電設備の区分等（電源種、設置の形態及び規模）について、以下に掲げるもののうち下線部に該当するものについて統合及び細分化を行う。

(1) 風力発電設備

- ① 陸上風力発電設備（④を除く。）
- ② 洋上風力発電設備（着床式）
- ③ 洋上風力発電設備（浮体式）
- ④ 陸上風力発電設備（リプレース案件）

(2) バイオマス発電設備

- ① メタン発酵ガス（バイオマス由来）によるもの
- ② 間伐材等由来の木質バイオマスによるものであって、2,000kW未満のもの
- ③ 間伐材等由来の木質バイオマスによるものであって、2,000kW以上のもの
- ④ 一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるものであって、10,000kW未満のもの
- ⑤ 一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるものであって、10,000kW以上のもの
- ⑥ バイオマス液体燃料によるもの
- ⑦ 建設資材廃棄物によるもの
- ⑧ 一般廃棄物・その他のバイオマスによるもの

第5条 認定基準

○ 太陽光発電設備以外の発電設備についても以下のとおり運転開始期限を設定することとし、太陽光発電設備と同様、認定を受けた日から期限までに運転を開始する計画であることを認定基準として定める。

- (1) 風力発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
- (2) 水力発電設備：7年
- (3) 地熱発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
- (4) バイオマス発電設備：4年

○ 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であることを、認定基準として明確化する。

- 一の需要場所に認定の申請に係る10kW未満の太陽光発電設備と自家発電設備等とともに設置される場合に、当該太陽光発電設備が電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であることを条件に(※)、当該自家発電設備等が発電した電気を電気事業者に供給する(逆潮流する)ことができるようにする。
- ※ FIT認定設備と非FIT設備による逆潮流量を区分して的確に計量する手法の運用開始に向け、現在、一般送配電事業者においてシステム構築等の準備を進めているところであり、当面の間は、引き続き当該自家発電設備等が発電した電気が逆潮流しない構造となっていることを条件に認定を行うこととなります。
- 認定の申請に係るバイオマス発電設備(一般廃棄物・その他のバイオマスによるもの及びFIT法附則第4条に規定する新エネルギー等認定設備であったものを除く。)が、火力発電設備として発電を行った後バイオマス発電設備として発電を行うものでないこと(バイオマス発電設備を新たに設置するのと同等の設備の改修を伴うものを除く。)を、バイオマス発電設備の認定基準として明確化する。

第6条 入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更

- バイオマス発電設備にあつては、当該設備の入札対象区分等に該当するバイオマス比率及び当該比率考慮後の出力を、認定を受けるまで変更することができない再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項として定める。

第9条 軽微な変更

- 認定発電設備の設置場所の変更を変更認定の対象とする。
- 認定発電設備が入札対象区分等に係るバイオマス発電設備である場合にあっては、バイオマス比率及び当該比率考慮後の出力の変更(運転開始後は、当該認定発電設備の出力の変更に伴うものに限る。)を変更認定の対象とする。

第21条 交付金の額の算定方法

- 旧FIT法における仕組みと同様、期限までに納付金を納付しない電気事業者に対して交付金が交付されないよう、当該電気事業者に対する交付金の額の算定方法について所要の規定の整備を行う。

様式関係

- 様式第1・2・5：登記簿謄本上の名義が設置者本人でない場合は、自己所有の場合であっても、土地の取得を証する書類等の添付を必須とする。
- 様式第1～13、第17～20：氏名の署名は、氏名の記載と押印に代替しないこととする。
- 様式第3・6：再生可能エネルギー発電事業者を死亡等の理由により変更する場合の様式を、様式第3から様式第6へ変更する。
- 様式第5：事前変更届出事項に「保守点検及び維持管理費用(万円)」と「撤去及び処分

費用（万円）」を追加する。

- 様式第11・12・13・18：納付金の額等の算定のために経済産業大臣に資料を届け出る義務を負っている者の利便性向上を図るため、届出内容及び様式の簡略化を行う。
- 様式第14：申請書に記載する値の端数処理を小数点以下第2位までに統一するため、注書きの明確化を行う。

この他、今般の改正事項の様式への反映、様式も含めた表現の適正化、条項ズレの修正など所要の規定の整備を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正

I 平成30年度以降の調達価格及び調達期間

- 調達価格等算定委員会の「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、次のとおり、平成30年度以降の調達価格及び調達期間を定める。
 - 出力10kW以上2,000kW未満の太陽光及び出力10,000kW未満の一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）については、平成30年度の調達価格及び調達期間を定める。
 - 既に平成31年度まで複数年度価格が設定されている風力（着床式洋上風力を除く。）、地熱、水力及びバイオマス（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるものを除く。）については、平成32年度の調達価格及び調達期間を定める。

※その他の詳細については、以下の表のとおり。

※灰色塗りの箇所は、既に調達価格及び調達期間を決定しているため、今回新しく定めるものではなく、参考として示すもの。また、「α」は消費税及び地方消費税に相当する額。

再生可能エネルギー発電設備の区分等		調達価格（/kWh）			調達期間
電源	規模	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
太陽光（出力制御対応機器設置義務なし）	10kW未満	26円	24円	—	10年間
太陽光（出力制御対応機器設置義務あり）	10kW未満	28円	26円	—	10年間
太陽光（出力制御対応機器設置義務なし） （ダブル発電）	10kW未満	25円	24円	—	10年間
太陽光（出力制御対応機器設置義務あり） （ダブル発電）	10kW未満	27円	26円	—	10年間

太陽光	10 k W以上 2,000 k W未満	1 8 円 + α	—	—	2 0 年間
太陽光（入札対象）	2,000 k W以上	落札価格 + α	—	—	2 0 年間
風力（陸上風力）	—	2 0 円 + α	1 9 円 + α	1 8 円 + α	2 0 年間
風力（着床式洋上風力）	—	3 6 円 + α		—	2 0 年間
風力（浮体式洋上風力）	—	3 6 円 + α		3 6 円 + α	2 0 年間
風力（陸上風力リプレース）	—	1 7 円 + α	1 6 円 + α	1 6 円 + α	2 0 年間
地熱	15,000 k W未満	4 0 円 + α		4 0 円 + α	1 5 年間
地熱（全設備更新型リプレース）	15,000 k W未満	3 0 円 + α		3 0 円 + α	1 5 年間
地熱（地下設備流用型リプレース）	15,000 k W未満	1 9 円 + α		1 9 円 + α	1 5 年間
地熱	15,000 k W以上	2 6 円 + α		2 6 円 + α	1 5 年間
地熱（全設備更新型リプレース）	15,000 k W以上	2 0 円 + α		2 0 円 + α	1 5 年間
地熱（地下設備流用型リプレース）	15,000 k W以上	1 2 円 + α		1 2 円 + α	1 5 年間
水力	200 k W未満	3 4 円 + α		3 4 円 + α	2 0 年間
水力（既設導水路活用型）	200 k W未満	2 5 円 + α		2 5 円 + α	2 0 年間
水力	200 k W以上 1,000 k W未満	2 9 円 + α		2 9 円 + α	2 0 年間
水力（既設導水路活用型）	200 k W以上 1,000 k W未満	2 1 円 + α		2 1 円 + α	2 0 年間
水力	1,000 k W以上 5,000 k W未満	2 7 円 + α		2 7 円 + α	2 0 年間
水力（既設導水路活用型）	1,000 k W以上 5,000 k W未満	1 5 円 + α		1 5 円 + α	2 0 年間
水力	5,000 k W以上 30,000 k W未満	2 0 円 + α		2 0 円 + α	2 0 年間
水力（既設導水路活用型）	5,000 k W以上 30,000 k W未満	1 2 円 + α		1 2 円 + α	2 0 年間
バイオマス（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—	3 9 円 + α		3 9 円 + α	2 0 年間
バイオマス（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000 k W未満	4 0 円 + α		4 0 円 + α	2 0 年間

バイオマス（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000 kW以上	32円 + α		32円 + α	20年間
バイオマス（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く））	10,000 kW未満	24円 + α	—	—	20年間
バイオマス（建築資材廃棄物）	—	13円 + α		13円 + α	20年間
バイオマス（一般廃棄物・その他のバイオマス）	—	17円 + α		17円 + α	20年間
バイオマス（入札対象）	—	落札価格 + α	—	—	20年間

（注1）風力（陸上風力）については、平成30年度より20kW未満と20kW以上の区分等を統合し、風力（洋上風力）については、平成30年度より着床式と浮体式を別の区分等とする。

（注2）バイオマス（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス）については、平成30年度よりバイオマス液体燃料によるものを別の区分等とするとともに、区分等の境界となる規模を20,000kWから10,000kWに変更する。

（注3）バイオマス（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。））の10,000kW以上及びバイオマス（バイオマス液体燃料）については、入札対象区分等として指定し、入札によって調達価格を決定することとする。入札対象区分等の調達価格等については、入札実施指針において定めることとなる（下記「入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部改正」を参照）。なお、太陽光の2,000kW以上についても、引き続き入札対象区分等として指定する。

II 運転開始期限を超過した場合の措置

- 風力、水力、地熱及びバイオマス発電設備についても、平成30年度以降新たに認定を受けるものは、10kW以上の太陽光発電設備と同様、認定を受けた日から以下の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ月単位で調達期間を短縮することとする。
 - （1）風力発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - （2）水力発電設備：7年（ただし、多目的ダムに併設されるものであって、認定後に国土交通大臣、都道府県知事等により当該多目的ダムの工事期間が延長された場合には、当該延長期間を加えた期間）
 - （3）地熱発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - （4）バイオマス発電設備：4年

Ⅲ 価格決定日

- 認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る以下に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成30年度（以降複数年度の調達価格が定められている場合は、当該年度まで）に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

(1) 10kW未満の太陽光発電設備

- ① 法第9条第3項の認定の日
- ② 法第10条第1項の変更の認定の日（以下のいずれかの変更の認定に限る。）
 - ▶ 出力の増加（増加後の出力が引き続き10kW未満である場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
 - ▶ 接続契約に係る主要な事項の変更

(2) 10kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備

- ① 法第9条第3項の認定の日
- ② 法第10条第1項の変更の認定の日（以下のいずれかの変更の認定に限る。）
 - みなし認定事業者に係るものであって、平成28年7月31日以前に接続契約が締結された場合
 - ▶ 運転開始前における太陽電池に係る変更
 - ▶ 運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
 - ▶ 出力の増加（増加後の出力が2,000kW以上になる場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
 - ▶ 太陽電池の合計出力の20%以上の減少（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を減少しなければならない場合を除く。）
 - ▶ 太陽電池の合計出力の3kW以上又は3%以上の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を増加しなければならない場合を除く。）
 - ▶ 接続契約に係る主要な事項の変更
 - みなし認定事業者に係るものであって、平成28年8月1日以降に接続契約が締結された場合又は認定事業者（みなし認定事業者を除く。）に係るものである場合
 - ▶ 出力の増加（増加後の出力が2,000kW以上になる場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
 - ▶ 太陽電池の合計出力の20%以上の減少（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を

減少しなければならない場合を除く。)

- 太陽電池の合計出力の3 kW以上又は3 %以上の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 接続契約に係る主要な事項の変更

(3) 入札の落札者に係る太陽光発電設備

① 落札者の決定の日

(4) 風力発電設備

① 法第9条第3項の認定の日

② 法第10条第1項の変更の認定の日（以下のいずれかの変更の認定に限る。）

- 出力の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における10 kW以上かつ20 %以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における区分等の変更
- 接続契約に係る主要な事項の変更

(5) 水力発電設備

① 法第9条第3項の認定の日

② 法第10条第1項の変更の認定の日（以下のいずれかの変更の認定に限る。）

- 出力の増加（出力増加後に該当する区分等の平成30年度の調達価格が現在適用されている調達価格より高い場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における10 kW以上かつ20 %以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における区分等の変更（出力のみの変更によるものを除く。）
- 接続契約に係る主要な事項の変更

(6) 地熱発電設備

① 法第9条第3項の認定の日

② 法第10条第1項の変更の認定の日（以下のいずれかの変更の認定に限る。）

- 出力の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における10 kW以上かつ20 %以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における区分等の変更（出力のみの変更によるものを除く。）

- ▶ 接続契約に係る主要な事項の変更

(7) バイオマス発電設備 ((8) を除く。)

① 法第9条第3項の認定の日

② 法第10条第1項の変更の認定の日（以下のいずれかの変更の認定に限る。）

- ▶ 出力の増加（出力増加後に該当する区分等が入札対象区分等である場合、出力増加後に該当する区分等の平成30年度の調達価格が現在適用されている調達価格より高い場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- ▶ 運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
- ▶ 利用するバイオマス燃料の種類の変更による区分等（入札対象区分等を除く。）の追加（当該追加された区分等への調達価格の適用に限る。）
- ▶ 接続契約に係る主要な事項の変更

(8) 入札の落札者に係るバイオマス発電設備

① 落札者の決定の日

IV 経過措置

○ 風力発電設備の出力20kW未満と20kW以上の区分等を統合することに伴う緩和措置として、以下の要件を全て満たす出力20kW未満の風力発電設備に限り、認定日が平成30年4月1日以降になる場合であっても、平成29年度と同じ調達価格を適用する経過措置を設ける。

- ▶ 平成30年2月28日までに、土地の使用権原を証する書類を含め全ての必要書類（接続の同意を証する書類を除く）を添付し認定の申請を行うこと
- ▶ 平成30年2月28日までに、電気事業者に対し接続契約の申込みを行い、不備なく受付されていること
- ▶ 平成30年7月31日までに、電気事業者との接続の同意を証する書類を提出すること

※ 具体的な手続や実務上の要件の詳細は、別途お知らせします。

この他、表現の適正化や、改正前の調達価格等を定める件に規定する内容（平成29年度以前の調達価格等及びその決定ルール等）を維持するための技術的な規定の整備等を行う。

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（平成29年経済産業省告示第36号）の一部改正

○ 調達価格等算定委員会の「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、FIT法第3条第12項に規定する再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標のうち、風力発電に関する目標を以下のとおり改める。

(1) 陸上風力発電及び着床式洋上風力発電

2030年までに、発電コスト8～9円/kWhを実現。FITから自立した形での導入を目指す。

(2) 浮体式洋上風力発電

導入環境整備を進めつつ、FITからの中長期的な自立化を図る。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（平成29年経済産業省告示第37号）の一部改正

○ 入札対象区分等として、バイオマス発電設備に係る以下の区分等を追加指定する。

(1) 一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（以下「一般木材等バイオマス」という。）であって、出力10,000kW以上のもの

(2) バイオマス液体燃料によるもの

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成29年経済産業省告示第63号）の一部改正

○ 調達価格等算定委員会における平成29年度の入札結果の検証等を踏まえ、平成30年度の入札に当たり、以下の改正を行う。

第2 入札の実施に関する基本的事項

1. 入札の実施についての基本的考え方

○ 今般、バイオマス発電設備に係る2つの区分等が入札対象に追加され、入札対象区分等が複数となることに伴い、入札は入札対象区分等ごとに実施する旨を本指針上明記する。

○ 事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、原則として各年度2回（上期・下期）、入札を実施することとしているところ、新たに入札対象となるバイオマス発電設備については、平成30年度は年1回（下期）の実施とする。

2. 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件」で示されたものと同様、以下の区分等とする。
 - (1) 出力2,000kW以上の太陽光発電設備
 - (2) 出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備
 - (3) バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備

3. 入札量

- 平成30年度に実施する入札における入札量は、以下のとおりとする。
 - (1) 出力2,000kW以上の太陽光発電設備
第2回(上期)における入札量は250MWとし、第3回(下期)における入札量も原則として250MWとする。ただし、第2回の応札量(実際に入札した容量)が250MWを下回った場合には、当該応札量と同じ量を第3回の入札量とする。
 - (2) 出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備
第1回(下期)における入札量は180MWとし、平成31年度の入札量については、平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。
 - (3) バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備
第1回(下期)における入札量は20MWとし、平成31年度の入札量については、平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。
- バイオマス発電設備について入札対象区分等に該当するバイオマス燃料と他の燃料を混焼する場合は、当該設備の出力に入札対象区分等に該当するバイオマス燃料の投入比率を乗じたものを、入札に付する容量とする。

4. 供給価格上限額

- 平成30年度の供給価格上限額は、太陽光発電設備(第2回・第3回)及びバイオマス発電設備(第1回)のいずれも非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。
- 平成31年度の供給価格上限額は、平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。

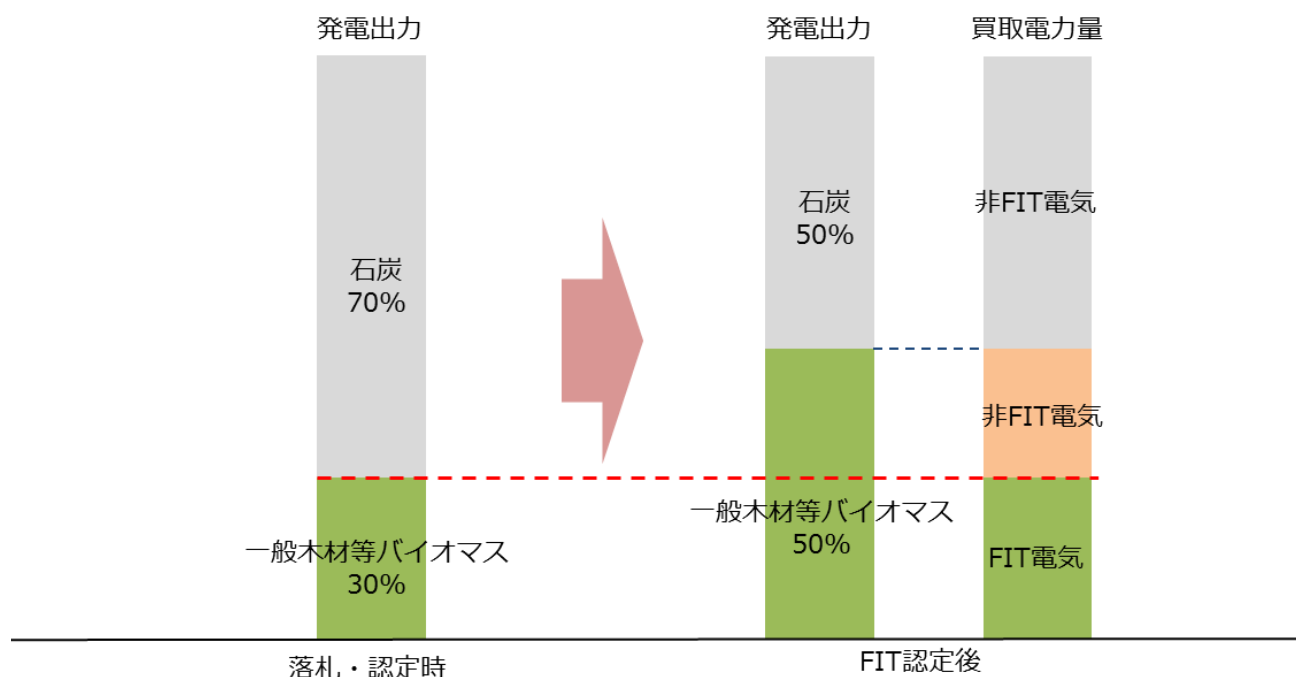
5. 調達期間

- バイオマス発電設備についても、入札対象外のものと同様、調達期間は20年間とし、運転開始期限(認定を受けた日から4年)を超過した場合には、超過した分だけ月単位で調達期間を短縮することとする。

6. バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達量の上限

- バイオマス発電設備については、落札案件が認定後に入札対象区分等に相当するバイオマス燃料の投入比率を増加させた場合、結果として全体の入札量を超過し、当初想定していなかった国民負担が発生することとなってしまう。このため、落札案件については、認定時の入札対象区分等に係るバイオマス比率考慮後出力に相当する量の再生可能エネルギー電気を、FIT制度に基づく調達の上限とする。

(参考) 落札・認定後にバイオマス比率考慮後出力が増加する場合



第4 入札参加資格等

1. 入札参加資格に関する基準

- 入札対象区分等に追加される一般木材等バイオマスは、出力10,000kW以上の比較的大規模な発電設備であるため、特に発電設備の設置予定地の地域住民及び周辺環境に対する配慮が不可欠。したがって、大規模太陽光と同様、予め、地域との共生を図るための取組（自治体（都道府県及び市区町村）への事業計画の説明、関係法令・条例の許認可手続の確認等）を求めることとする。

2. 入札参加の可否に関する通知

- バイオマス発電設備に係る事業計画の審査に当たっては、関係行政機関への協議など一定の期間を要することを踏まえ、指定入札機関は、原則として、入札参加資格の審査のための事業計画が指定入札機関に到達した日の翌日から起算して4ヶ月以内に、当該事業計画の提出者に対し、入札への参加の可否を通知することとする。

第5 入札の実施等

1. 保証金

(1) 第1次保証金

- バイオマス発電設備に係る第1次保証金の額は、入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力に入札対象となるバイオマス燃料の比率を乗じたものに、第1次保証金の単価を乗じて得た額とする。

(2) 第2次保証金

- バイオマス発電設備に係る第2次保証金の額は、落札者の当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力に入札対象となるバイオマス燃料の比率を乗じたものに、第2次保証金の単価を乗じて得た額とする。
- 第2次保証金の提供期限は、入札の結果が公表された日の翌日から起算して2週間以内とされているところ、年末年始等の期間を含む場合は、指定入札機関が当該期間を考慮して定める日までとする。
- 第2次保証金は、落札者が運転開始日（当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始する日）までの間に、以下の事由に該当した場合には、表中の「没収額」に掲げる額に相当する額を没収することとする。

	第2次保証金の没収事由	没収額
1	落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	全額
2	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、バイオマス比率考慮後の出力）を20%以上減少させたこと。	全額
3	落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
4	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。	全額
5	落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと。	全額
6	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所を変更したこと。	全額
7	落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと（当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画について翌年度の初回の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札する場合を除く）。	全額
8	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、バイオマス比率考慮後の出力）を20%未満の範囲で減少させたこと。	出力減少分相当額
備考：8の出力減少分相当額については、以下の式のとおりとする。 $(\text{第2次保証金の額}) \times (\text{減少させた出力の値}) \div (\text{落札した出力の値})$		

- 認定取得期限までに認定を取得できなかった場合は、落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画について翌年度の初回の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該翌年度の入札の第1次保証金及び第2次保証金に充当することができることとする（当該条件を満たさない場合は、当該第2次保証金は全額没収することとする）。

(3) 不可抗力事由による第2次保証金没収の免除

- 大規模災害など予見困難な事象の発生した場合における第2次保証金の没収による事業リスクを低減し、健全な入札環境を整備するため、第2次保証金の没収事由に該当する場合であっても、不可抗力事由を適用することにより第2次保証金の没収を免除できることとする。不可抗力事由は、発電事業の計画及び実施に当たり通常予見できない事項として以下に掲げるものに限定することとする。
 - ① 公共事業等による落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所の収用
 - ② 激甚災害の指定を受けた災害
 - ③ 戦争等の武力行使
- ただし、例えば、落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所が属する地域が激甚災害指定を受けるだけでは不可抗力事由として不十分であり、発電事業の継続等が困難になるだけの直接の被災を厳格に確認することとする。
- 具体的には、
 - 落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所又は当該発電設備自体（建設予定地を含む）に、落札に係る再生可能エネルギー発電事業の継続等が困難になるだけの直接かつ物理的な損害が生じていること
 - 落札に係る再生可能エネルギー発電事業の継続が困難になる又は出力を減少させるを得ない程度の発電設備設置場所（又は設置予定地）の収用が行われたことを要件とする。また、不可抗力事由の適用を希望する落札者は、経済産業大臣又は指定入札機関が行う現地調査による確認を受けなければならないこととする。
- 不可抗力事由と第2次保証金没収の免除の可否に係る具体的な適用関係（下表参照）については、それぞれの事由の性質を踏まえ、指定入札機関が入札実施要綱において定めることとする。

(参考) 不可抗力事由の適用による第2次保証金没収の免除の可否

不可抗力事由 第2次保証金没収事由	公共事業等による 発電設備設置場所又は 設置予定地の収用	激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害		
		発電事業を行う事 業者の本社	発電設備を運営 する支社・事業所	発電設備又は 発電設備設置予定地
落札に係る発電事業の中止	●	●	●	●
発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、バイオマス比率考慮後の出力）の20%以上の減少	●	—	—	●
太陽電池の合計出力の20%以上の減少	●	—	—	●
発電設備の出力の増加	—	—	—	—
太陽電池の合計出力の3kW以上の増加	—	—	—	—
発電設備の設置場所の変更	—	—	—	—

認定取得期限までに認定を取得せず、当該事業計画について翌年度の初回の入札において当初落札価格以下の価格で入札しない	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)
発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、バイオマス比率考慮後の出力）の20%未満の減少	●	—	—	●

2. 入札の結果の公表

- 入札の結果・落札の結果ともに、バイオマス発電設備にあっては、入札対象区分等に該当するバイオマス比率及び当該比率考慮後の出力も併せて公表することとする。

第6 落札者の認定の申請

1. 落札者の認定の取得期限

- 落札者は、当該落札に係る入札が実施された日が属する事業年度の終了の日までに認定を取得しなければならないこととする。

第7 落札者決定の取消し等

1. 落札者決定の取消し事由

- 落札者が以下の事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

落札者決定の取消し事由	
1	落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。
2	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、バイオマス比率考慮後の出力）を20%以上減少させたこと。（※）
3	落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。
4	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。
5	落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと。
6	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所を変更したこと。
7	落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと。
8	落札に係る第2次保証金の全額を第2次保証金の提供期限までに提供しなかったこと。

- ※ バイオマス発電設備に係る運転開始後のバイオマス比率考慮後出力の減少については、毎年バイオマス比率等を経済産業大臣に報告させることにより、年単位でその確認を行うこととする。ただし、バイオマス燃料設備の故障により入札対象区分等に該当するバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、一時的に当該バイオマス比率考慮後出力が20%以上減少してしまう場合については、落札者決定の取消しを免除する

こととする（この場合も、20%以上の減少が2年続いた場合は、落札者決定を取り消すこととする）。

（参考）平成30年度の入札実施スケジュール

	平成30年度		
	太陽光第2回	太陽光第3回	バイオマス第1回
4月	入札説明会		
5月	事業計画受付〆切 (5/31)		
6月			
7月	事業計画審査〆切 (7/27)		事業計画受付〆切 (7/20)
8月	入札募集開始 (8/10) 入札募集〆切 (8/24)		
9月	入札結果公表 (9/4)	事業計画受付〆切 (9/10)	
10月			
11月		事業計画審査〆切(11/9) 入札募集開始 (11/22)	
12月		入札募集〆切 (12/7) 入札結果公表 (12/18)	
1月	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; text-align: center;"> 調達価格等算定委員会 太陽光第2・3回及びバイオマス第1回を検証・見直し </div>		
2月			
3月	落札案件の認定申請補正期限 (3/1) 認定取得期限 (3/29)		

施行期日

○ 上記の経済産業省令及び経済産業省告示は、平成30年4月1日から施行する。

(以上)